



**外商投資参入特別管理措置
(ネガティブリスト)
自由貿易試験区2018年版
【湖北自貿区を含む】**

**リーグ法律事務所
武漢事務所**

CONTENTS

01

自由貿易試験区（自貿区）
外商投資参入特別管理措置
（ネガティブリスト）の適用区域
～湖北自貿区を含む～

02

ネガティブリスト（自貿区2018年版）

PART 01

自由貿易試験区（自貿区） 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト） の適用区域

2018年12月現在: 12の自由貿易試験区(自貿区)が存在

⇒工商登記、外貨管理、税関を始め、一般地区より緩和されたルールを適用

発足時期	対象区域	
2013年9月	上海自貿区	外高橋保稅区、外高橋物流園区、洋山港保稅区、上海浦東空港保稅区(計28km ²)から、その後、陸家嘴金融、金橋開発、張江高科技技術まで拡張(計120.7km ²)
2015年4月	広東自貿区	広州南沙新区、深圳 前海蛇口、珠海横琴新区(計116.2km ²)
	天津自貿区	天津港、天津空港、濱海新区中心商務(計119.9km ²)
	福建自貿区	平澤、厦門、福州(計118.04km ²)
2017年4月	遼寧自貿区	大連保稅区、大連輸出加工区、大連大窯湾保稅港区、瀋陽、營口(計119.89km ²)
	浙江自貿区	舟山離島、舟山島北部、舟山島南部(計119.95km ²)
	河南自貿区	鄭州、開封、洛陽(計119.77km ²)
	湖北自貿区	武漢70.00 km ² (武漢東湖総合保稅区 5.41km ² を含む)、襄陽21.99km ² (襄陽保稅物流センター(B型) 0.281km ² を含む)、宜昌27.97km ² (計119.96km ²)
	重慶自貿区	両江、西永、果園港 (計119.95km ²)
	四川自貿区	成都天府新区、成都青白江鐵路港、川南臨港(計119.99km ²)
	陝西自貿区	中心区域(西安輸出加工区、西安高新総合保稅区を含む)、西安国際港務区、楊凌示範区(計119.95km ²)
2018年10月	海南自貿区	海南島全域

湖北自貿区：内陸部における産業移転の受入モデル地域、新興・ハイテク産業の集積基地を目指す

⇒重点項目：【武漢】次世代 IT、健康、人工知能、金融、物流等

【襄陽】ハイエンド設備、エコカー、ビッグデータ、クラウド等、【宜昌】先進製造、バイオ医薬、IT、ハイテク産業、EC



PART
02

ネガティブリスト

番号	領域	特別な管理措置
一、農業、林業、牧畜業及び 漁業		
(一)	農業及び 林業	1. 小麦とトウモロコシの新品種の選択栽培及び種子の生産における中国側出資割合が34%未満 2. 中国特有、稀有な貴重優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連繁殖材料の生産（農林業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）への投資を禁止 3. 農作物、牧畜業、水産物の種（種苗）の遺伝子組み換え品種の選択、及び遺伝子組み換えの種（種苗）の生産への投資を禁止
(二)	漁業	4. 中国の管轄海域及び内陸水域の水産物の漁獲への投資を禁止

二、採鉱業

(三)

鉄金属鉱と
非鉄金属鉱
の採掘及び
採掘に関する
補助作業

5. タングステン、モリブデン、錫、アンチモン、蛍石の探査及び採掘への投資を禁止

6. レアアースの探査、採掘、及び採掘への投資を禁止

7. 放射性鉱産の探査、採掘、及び採掘への投資を禁止

三、製造業

(四)	印刷業	8.出版物の印刷は中国側により支配
(五)	漢方薬の加工及び製薬の生産	9.漢方薬材における蒸す、煎る、炙る、焼く等の加工処理技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止
(六)	自動車製造業	10.専用車及び新エネルギー車を除き、自動車完成車の製造は中国側の持分割合が50%を下回らず、同一外国投資者は同類の完成車製品を生産する合併企業を2社まで中国国内で設立することができる。(2020年に商用車製造の外資持分割合の制限を取消。2022年に乗用車の外資持分割合の制限及び同一外国投資者による同類の完成車を製造する合併企業を2社まで中国国内で設立できるとの制限を取消)
(七)	通信設備の生産	11.衛星テレビ放送の地上受信設備及び重要部品の生産
(八)	他の製造業	12.画仙紙、墨の生産への投資を禁止

四、電力、熱、ガス及び水の生産及び供給業

(九)	原子力発電	13.原子力発電所の建設及び経営は中国側により支配
(十)	給排水管設備	14.都市人口が50万人以上の都市ガス、熱エネルギー及び給排水管網の建設、経営は中国側により支配

五、卸売及び小売貿易業

(十一)	タバコ製品	15.葉タバコ、巻きタバコ、再乾燥した葉タバコ及びその他のタバコ製品の卸売、小売の投資を禁止
------	-------	--

六、交通運輸、倉庫及び郵政業

(十二)	水上運輸業	16.国内の水上運輸会社は中国側により支配（且つ中国籍船舶あるいは船舶スペースの経営あるいはレンタル等の方式で水路運輸業務及びその付随活動の経営を禁止。水路運輸経営者は外国籍船舶を使用し、国内水路運輸業務を経営してはならないが、中国政府の許可を経て、中国国内で申請した運送要求を満たす中国籍船舶がなく、且つ船舶の停泊港あるいは水域が対外開放港あるいは水域の場合、水路運輸経営者は中国政府の定める期間あるいは便数において臨時的に外国籍に船舶を利用し、中国の港の間の海上運送と曳航業務を経営可能） 17.国内の船舶代理会社は中国側により支配
(十三)	航空旅客運送業	18.公共航空輸送会社は中国側により支配され、且つ1社の外国投資者及びその関連会社による投資割合は25%を超えてはならず、法定代表者は中国国籍の保有者が就任（国内航空サービスを経営は中国の公共航空運送企業のみ、且つ中国が指定した運送業者として定期と不定期の国際航空サービスを提供）
(十四)	一般航空サービス	19.一般航空会社の法定代表者は中国国籍の保有者でなければならず、そのうち農業、林業、漁業の一般航空業者は合併に限定、その他の一般航空会社は中国側による支配に限定
(十五)	空港及び空中交通管制	20.民間飛行場の建設、経営は中国側により支配 21.航空交通管制の投資を禁止
(十六)	郵政業	22.郵政事業会社、郵便物の国内配送業務の投資を禁止

七、情報伝送、ソフト及び情報技術サービス業

(十七)

電信

23.電信会社：中国がWTO加盟時に開放を承諾した範囲内に限定し、付加価値電信業務の外資持分割合が50%を超えてはならない(電子商取引を除く)。基礎電信業務は中国側により支配(且つ経営者は法に基づき設立された専門的に基礎電信業務に従事する会社)。上海自貿試験区の従来エリア(28.8平方キロメートル)のパイロット政策はすべての自貿試験区に展開

(十八)

インターネット
及び関連サ
ービス

24.インターネットニュース情報サービス、オンライン出版業務、オンライン番組視聴 サービス、インターネット利用サービスを行う場所の提供、インターネットカルチャー 経営(音楽を除く)、インターネットによる大衆向け情報発信サービスへの投資を禁止(WTO加盟時に開放を承諾した内容を除く)

八、金融業

(十九)	資本市場 サービス	25.証券会社の外資割合は51%を超えない、証券投資ファンド管理会社の外資割合は51%を超えない(2021年に外資の持分割合制限を取消) 26.先物取引業者の外資持分割合は51%を超えない(2021年に外資の持分割合制限を取消)
(二十)	保険業	27.生命保険会社の外資の持分割合は51%を超えてはならない(2021 年に外資の持分割合制限を取消)

九、リース及びビジネスサービス業

(二十一)	法律コンサル ティング	28.中国法務(中国の法律環境の影響に関する情報提供を除く)への投資を禁止、国内の法律事務所のパートナー就任を禁止(外国弁護士事務所の中国進出は出張所形式に限定、且つ中国弁護士執務資格を持つ弁護士の雇用を禁止、雇用人員の当事者への法律サービス提供を禁止。中国で代表機構を設立、駐在代表を派遣する場合、中国司法行政部門の許可を要取得)
(二十二)	コンサルティ ング及び調 査	29.市場調査は合併、提携に限定し、そのうちラジオ・テレビの視聴調査は中国側により支配 30. 社会調査への投資を禁止

十、科学研究、技術サービス業

(二十三)	研究及び試験発展	31.人体幹細胞、遺伝子診断、治療技術の開発及び応用への投資を禁止 32.人文社会科学研究機構への投資を禁止
(二十四)	専門技術サービス業	33.地上の測量、海洋の測量製図、測量製図・航空撮影、地上移動での測量、行政区 域境界線の測量製図、地形図、世界行政区画地図、中国行政区画地図、省級以下の行政区画地図、全国版教育地図、地方版教育地図、立体地図、ナビゲーション電子地図の作成、地域別の地質マッピング、鉱山地質、地球物理、地球化学、水文地 質、環境地質、地質災害、地質リモートセンシング(遠隔計測)等の調査への投資を禁止

十一、水利、環境及び公共施設の管理業

(二十五)	野生の動植物保護	34.国が保護する中国原産の野生動植物資源の開発への投資を禁止
-------	----------	---------------------------------

十二、教育

(二十六)	教育	35.就学前、普通中学高等教育機関及び高等教育機関は中外合作、且つ中国側の主導に限定(校長または主な事務責任者は中国国籍の保有者であり、理事会、董事会または共同管理委員会の中国側構成員の割合は1/2を下回らない) 36.義務教育機構、宗教教育機構の投資を禁止
-------	----	--

十三、衛生及び社会サービス

(二十七)	衛生	37.医療機構については合併、提携に限定
-------	----	----------------------

十四、文化、スポーツ及び娯楽産業

(二十八)	新聞出版	38.新聞機構への投資を禁止(通信社を含むが、これに限らない)。(外国ニュース機構が中国域内で常駐 ニュース機構を設立し、中国に駐在記者を派遣する場合、中国政府の許可を要取得。外国通信社が中国域内でニュース関連のサービス業務を提供する場合、中国 政府の許可を要取得。中外ニュース機構業務提携は、中資側が主導し、かつ中国政府の許可を要取得) 39.図書、新聞、定期刊行物、オーディオ・映像製品及び電子出版物の編集、出版、制作業務の投資を禁止
(二十九)	ラジオ・テレビの放送、放映、製作、経営	40.各級のラジオ放送局(ステーション)、テレビ局(ステーション)、ラジオ・テレビのチャンネル、ラジオ・テレビ放送ネットワーク(発信局、中継局、ラジオ・テレビ 衛星、衛星の地上発信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、モニタリングステーション、ケーブルラジオ・テレビ放送ネットワーク等)への投資を禁止、ラジオ・テレビのオンデマンド業務及び衛星テレビ・ラジオの地上受信施設の設置業務への投資を禁止 41.ラジオ・テレビ番組制作の経営(輸入業務を含む)への投資を禁止

十四、文化、スポーツ及び娯楽産業

(三十)	映画の製作、発表、上映	42.映画館の建設、経営は中国側により支配 43.映画制作、発行、配給上映への投資を禁止する。
(三十一)	文物保護	44.文物のオークションを行うオークション会社、文物を扱う商店、国有文物博物館への投資を禁止
(三十二)	文化娯楽	45.公演マネジメント機関は中国側により支配



2019

TRY OUR BEST!

dream what you want to dream; go where you want
to go; be what you want to be, because you have
only one life and one chance to.